産業建設委員会 行政視察報告書

視察日程 令和5年5月9日(火)~11日(木)

視察先 北海道千歳市、北海道余市町

参加者 委員長 篠永 誠司 副委員長 眞鍋 幹雄

委員 三浦 克彦 山川 和孝 吉田善三郎 曽我部 清

【北海道千歳市】視察項目:農業振興条例及びそれに基づく助成事業について

人口96,965人 面積594.50平方キロメートル 議員定数23人(令和5年3月末時点)

1.条例の制定

千歳市農業振興条例は平成6年6月28日に施行令和4年3月に助成事業について改正を実施

2. 条例の目的

本条例は、農業(林業を含む。)が市の経済発展に果たす役割の重要性に鑑み、農業経営の強化を図るために必要な助成等の措置を講ずることにより、農業者、生産組織及び農業団体の主体的な努力と創意工夫を基調とする効率的かつ安定的な農業経営の育成を促し、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 農業振興条例に基づく助成事業について

助成事業については令和3年度に条例を改正し、現在11事業を設定している。

- ・農業の持続可能性の確保に対する助成(令和3年度改正)
- ・農業用施設等の設置または導入に対する助成
- ・都市と農村の交流事業に対する助成(令和3年度改正)
- ・農村景観の整備に対する助成(令和3年度改正)
- ・農産物のブランド化に対する助成(令和3年度改正)
- ・農業被害の防止に対する助成(令和3年度改正)
- ・女性農業者に対する助成(令和3年度改正)
- ・研修参加に対する助成(令和3年度改正)
- ・新規就農者等に対する助成
- ・生産基盤の整備に対する助成
- ・家畜伝染病等の防疫事業に対する助成

4. 貸付について

- ・種畜(雄雌とも)の貸付
- ・農業振興資金の貸付
- ・養豚振興資金の貸付

5. 令和4年度の助成事業実績について

(1) 令和4年度の助成事業実績

助成対象件数 17件 助成対象金額 14,689,154円 新型コロナウイルス感染症の影響により、都市と農村の交流事業に対する助成 2件について事業が中止となった。

- (2) 対象事業の内訳 ※新規の助成事業の周知が課題
 - ・農業用施設等の設置または導入に対する助成 助成対象件数 4件 助成対象金額 12,387,100円
 - ・農村景観の整備に対する助成 助成対象件数 2件 助成対象金額 881,342円
 - ・農業被害の防止に対する助成助成対象件数 9件 助成対象金額 1,070,712円
 - ・生産基盤の整備に対する助成 助成対象件数 1件 助成対象金額 300,000円
 - ・女性農業者に対する助成助成対象件数 1件助成対象金額 50,000円

6. その他

- ・農業振興施策について、千歳市が重要とする項目には、優良農地の確保、農地経営の強化、農業の担い手の育成・確保、環境と調和した農業の推進が挙げられている。
- ・助成事業の中で需要の高いものは「農業被害の防止に対する助成」(全体の53パーセント)である。有害鳥獣の侵入を防ぐ電気牧柵の設置、有害鳥獣を駆除するための銃猟免許取得が対象の事業となる。
- ・千歳市農業振興計画(第4次)に併せて、令和3年度の条例改正を経て、令和4年度より新たに助成事業を実施しており、次回は令和13年度に助成事業の検討を行う予定としている。

まとめ

千歳市は、令和3年度に総合計画の個別計画としての位置づけである千歳市農業振興計画(第4次)を策定し、数々の施策を推進しており、農業経営の強化、生産・販売の確立、農業の担い手の育成・確保などの基本方向を定め施策の展開に取り組んでいる。

その中で、有害鳥獣による農業被害への対策をはじめとして、担い手の確保、生産・販売の確立、農地の集積・集約促進などに向けて、農業振興条例に基づく様々な助成事業メニューが設定されており、市民の声を十分反映させた助成事業を展開している。さらには、新たな時代の動きに素早く対応するため、今後需要が見込まれる事業をあらかじめ想定し、該当する助成メニューの盛り込みを行うための条例や規則の改正も行っている。

今後の本委員会政策課題における農業条例の制定について、先を見据えてこれから必要となる取組も見越しながら進めるための参考となる視察となった。

【北海道余市町】視察項目:6次産業化の取組について

「北のフルーツ王国よいちワイン特区」

人口17,339人 面積140.59平方キロメートル 議員定数18人(令和5年3月末時点)

1. 余市町の農業構造

経営体数 (販売農家)

単位:戸

区 分	販売農家	主業農家	準主業農家	副業的農家
令和2年	340	187 (55.0%)	24 (7.1%)	129 (37.9%)

農業就業人口 (販売農家)

単位:人

年齢	16歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳~	合
階層	~29歳	~39歳	~49歳 ~59		~69歳	106%	計
平成	0.1	70	0.0	190	945	969	010
27年	31 70		82	128	245	262	818
令和	18	85	101	115	236	253	808
2年	(2.2%)	(10.5%)	(12.5%)	(14.2%)	(29.2%)	(31.3%)	008

経営耕地面積

単位:ヘクタール

区 分	田	畑	樹園地	合計
平成27年	37	190	695	922
令和2年	27 (2.6%)	229 (22.2%)	776 (75.2%)	1,032

2. 第一次産業の衰退に歯止めをかける取組「6次産業化を政策目標に」

<ワイン産業の振興>

成長が期待できるワイン用ぶどう栽培

- ・減少傾向の酒類販売においてワインは増加傾向醸造用ぶどうについて、その栽培面積及び収穫量は国内トップクラスである。
- ・気候の変動により栽培可能な品種が増加
- ・ワインの表示ルールの制定 (ブランド化) ワインの産地「余市」のブランド化
- ・生産者の栽培技術の高さ(高品質) 余市町において、ぶどう栽培が約100年、ワイン専用品種の栽培が約40年という歴史 があり、高い栽培技術が蓄積されている。

ワイン産業振興の取組について

○構造改革特別法に基づくワイン特区の認定平成23年11月28日認定「北のフルーツ王国よいちワイン特区」ワイン特区の認定により少ない投資でワインの醸造ができる→ワイナリーが増加

酒税法によるワインの最低製造数量は年間6キロリットル(約8,000本)

→ ワイン特区…年間 2 キロリットルに緩和(約2,700本)

ゼロ特区…農家の民宿、農家レストランで出すワインは数量基準を適用しない 余市町のワイナリー数…平成21年度は1か所であったが、現在は16か所に増加

<余市ブランド、余市スタイルとしての事業展開>

○地方創生交付金による事業展開

「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」平成27年度~令和元年度 「食の都よいちフルコースプロジェクト」令和元年度~

- ・醸造環境強化事業・農水産加工品パンフレット作成
- 「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」令和2年度~
 - ・原料生産力強化事業 ・ワインツーリズムパンフレット作成
 - ・直売WEBサイト整備支援 ・地産地消イベント
 - 首都圏PR
- ・6次産業化体制整備支援 など

○ワインイベント実施支援事業

- ・La Fê te des Vignerons à YOICHI (農園開放祭@余市) ワイナリーやヴィンヤードを巡る、普段はクローズの畑を1日限定で開放し、地元 の希少なワインを素晴らしい景色の中で楽しむことができるイベント。
- ・ワインを楽しむ会 醸造用ぶどう生産者による余市ワインの町内向けイベントとして実施。

○そのほか

- ・地域おこし協力隊の活用
- ・余市町ワイン大使任命
- ・リーデル・ジャパンとの包括連携協定締結 地方自治体との包括連携協定の締結は世界的に初の試みである。
- 各種イベントによる余市産品とのマリアージュの推進

3. ワイン産業振興の成果

新規就農者の増加

単位:件

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	計
新 規 就農者数	6	7	6	4	11	5	4	5	8	9	17	8	14	7	111
内ワイン ぶどう 生産者数	2	3	2	1	2	3	3	4	3	3	6	2	5	1	40

生産者・栽培面積の増加

年 度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
生産者	軒	34	38	38	39	40	46	47	50	51	55	60	61
面積	ヘクタール	107	115	118	120	124	126	133	145	151	152	154	157
ワイナリー数	軒	2	3	4	5	7	9	10	11	11	13	15	16
醸造量	トン	44	74	97	136	183	164	232	233	307	501	415	445

4. ワイン産業振興の課題

- ・安定的な原料の供給
- ・品質の向上
- 新規就農者への生産技術指導
- ・就農先の確保

<政策推進課 今後の戦略>

ワイン産業の振興による一次産業の振興

- ・関係部署の連携による産学官連携強化
- ・余市産の農水産物を活用したワインと「食」のマリアージュ『余市スタイル』
- → 余市町をワインの銘醸地へ

まとめ

余市町は、政策目標に6次産業化を掲げ、ワイン産業の振興、余市ブランド・余市スタイルとしての事業展開を活発化させている。国に認定されているワイン特区計画によるワイナリーの軒数増加等の実績を積み上げながら、行政として現在はワインに特化した取組を進めることで、ワインに合う食事としての町内産物の利用を促進するなどの広い範囲で相乗効果を生み出している。

これらの取組は農業におけるブランド化をはじめとした生産・販売体制を確立し、他業種を巻き込んでのコラボレーションによる販路の拡大、消費拡大につながる6次産業化の一つの成功例として学ぶ点は多かった。

そして、これらの取組を継続するためには、農業の担い手の確保、原料の安定供給、品質・技術の向上、地産地消等への継続的な努力が必要であると再認識し、本市の特産品などのブランド化の推進や様々な視点での展開への参考となる視察となった。